

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」  
ワーキンググループ（労働環境） 第4回会議 議事概要

**1 日時**

令和2年10月28日（水）午後2時30分から午後4時10分まで

**2 場所**

愛知県自治センター12階 会議室E

**3 出席者**

18構成団体

（構成団体）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

**4 議事**

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた在留外国人材の現状について
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた外国人材に関する取組状況等について
- （3）意見交換

**5 主な発言内容**

（事務局）

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ（労働環境）の第4回会議を開催いたします。

始めに、ワーキンググループ（労働環境）の事務局である愛知県就業促進課長の羽田野からご挨拶申し上げます。

（愛知県（就業促進課））

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日開催する労働環境ワーキンググループは、外国人材等の労働環境の整備について、情報共有や相互連携を図ることを目的とするものであります。2018年3月に第1回会議を開催し、昨年度は9月と2月に2回開催しました。今回は本年度の1回目で、通算4回目となります。

皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により世界中の経済が打

撃を受け、日本でも雇用情勢が厳しくなっています。

また、10月から一部緩和されましたが、日本が出入国を制限したことで、新たな外国人材が入国できなくなり、出国したい外国人材も出国できない状況になっていました。

こうした中、外国人材を取り巻く現在の状況や、皆様が業務の上で認識しておられること、コロナに関連して新たに取り組まれたことなどを、このワーキンググループで共有させていただき、外国人材の労働環境整備に向けた次の取組へとつなげていきたいと思っております。

本日はよろしく願いいたします。

#### (事務局)

本日の出席者は、事務局を含め18団体からご出席をいただいております。

出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた在留外国人材の現状について」、名古屋出入国在留管理局からご説明いただきます。

#### (名古屋出入国在留管理局)

まず、コロナ禍における在留外国人の動向について、ご説明します。

資料1をご覧ください。資料1については、本年10月9日付けで本庁が公表した、令和2年6月末現在の在留外国人統計の発表資料になります。

第1表をご覧ください。令和元年末に293万人を超えた在留外国人ですが、令和2年6月末現在において、在留外国人数は288万5,904人となり、昨年末に比べ4万7,233人の減、約1.6%の減少となっております。国籍別・地域別で見ますと、上位10か国・地域のうち、ベトナムだけが増加している状況となっております。その他の9か国・地域は、減少となっております。ベトナムだけ増加している要因について推測ではありますが、今ベトナム行きの定期航空便が運休しているため、ベトナムから日本に来る人は旅客機で来ることができませんが、日本からベトナムに行くことができず、臨時便だけが飛んでいる状態であるため、帰国予定であったベトナム人の方の多くが、日本に在留せざるを得なくなったということで、新型コロナウイルス感染症流行前の増加分が、新型コロナウイルス感染症流行後の減少分を上回ったということが考えられます。

次に、第2表をご覧ください。在留資格別の在留外国人数を見ると、永住者が依然として80万人を超え最も多く、技能実習、特別永住者、技術・人文知識・国際業務と続いています。昨年度と比較しますと、増加している在留資格がある一方で、減少している在留資格も目立ちます。特に減少率が高いのは、技能実習1号イ・ロ、あとは留学、文化活動、興行及び研修ということで、新型コロナウイルス感染症の影響で新規入国ができなかったのが要因に挙げられると思います。

続きまして、第3表をご覧ください。主要国籍・地域別、在留資格別在留外国人数について、昨年度と比べまして、留学については、いずれの国・地域においても減少しているということで、ここからも留学については、新規入国ができていないということが推測できます。また、特定活動については、ベトナム136.9%増ということで、他の国・地域と比べましても著しく増加しており、先程申し上げましたとおり、帰国予定だったベトナム人の多くが滞留しているという状況が続いております。

続きまして、第4表をご覧ください。都道府県別在留外国人数ということで、全国で概ね減少またはほぼ横ばいとなっております。福井県と静岡県は若干増加しておりますが、概ね横ばいとなっております。名古屋入管の管轄は7県ありますが、そのうち石川県は若干減少幅が大きくなっています。石川県については、留学生の割合が高かったということもあり、減少幅が大きくなったものと考えられます。資料1の説明は以上になります。

次に、特定技能在留外国人の話をしていただきます。

本庁が公表している本年6月末で特定技能外国人数は、全国で5,971人ということです。そのうち当局管内の東海北陸地方の7県では1,114人で、うち愛知県は521人と公表されております。新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、新規入国者の入国が制限されている状況にありますが、特定技能在留外国人数だけは、少しずつではありますが、毎月増加しておりまして、名古屋入管独自で抽出・集計しました本年10月19日現在の特定技能在留外国人数は全国で9,911人、うち当局管内の東海北陸7県に住んでいる特定技能在留外国人は1,738人、そのうち愛知県は796人となっております。また、愛知県在住の特定技能在留外国人を分野別に見ますと、特に多いのは飲食料品製造業分野で201人、続いて、素形材産業分野が195人、産業機械製造業分野が107人、農業分野が63人、電気電子情報関連産業分野が60人、外食業分野が58人、建設分野が48人、介護分野が34人、自動車整備分野が13人、ビルクリーニング分野が12人、造船船舶用工業分野と航空分野がそれぞれ2人、宿泊分野が1人となっております。口頭ではありますが、参考にしていただければと思います。

## 「外国人材の雇用状況について」

### (愛知労働局)

資料4をご覧ください。

今年の1月に発表いたしました令和元年10月末現在における愛知県の「外国人雇用状況」の届出状況について、今年度はこれからの発表になるため、集計中ではありますが、同じような状況ということでご説明をさせていただきます。

1頁のグラフについて、日本の生産年齢人口が減ってきており、人手不足分野、先程の名古屋出入国管理局さんから説明のあった、製造、飲食、介護、サービス業などが非常に不足しておりまして、そちらで雇用される労働者の方というのは、棒グラフにありますように、爆発的に増えております。現在も製造、飲食等は、特に

食品の製造が多いという統計も一部ありますが、雇用されている方は増えつつあります。

次の頁をご覧ください。

働いている方の状況ですが、愛知県に住んでいる方の国籍別・在留資格別の状況は、ブラジルの方が元々多かったのですが、ベトナムの方が増えております。

ハローワークには、ポルトガル語、スペイン語、英語等の通訳はありますが、ベトナム語の通訳は最近西尾のハローワークに入ったばかりで、西三河の方に自動車関係の製造ということでベトナムの方が集中しており、ベトナムの方からの相談数も多いと聞いております。

右側の外国人労働者の在留資格の割合は、永住に続き、技能実習が多いということで、下に国籍がありまして、ベトナムが多くなっています。永住者・定住者等の身分に基づく在留資格については、まだまだブラジルの方が過半数を占めている状況でございます。

3頁ですが、どのような産業に就いているかということですが、圧倒的に製造業で従事されている方が多いですが、最近は介護分野や、コロナの関係で飲食、小売業は大変厳しい状況にありますが、サービス系も少しずつ増えてきている状況がございます。

これは昨年の数字ですが、製造業に就いている外国人の方が多いです。最近の話しをしますと、6月がピークでありましたが、在留資格をお持ちの方で、会社都合により解雇された外国人労働者の方が6月、7月と圧倒的に増えております。外国人の方で辞めた理由を分析しますと、41.8%が会社都合による解雇ということで報告が上がってきておりまして、その殆どが自動車関連で派遣として働いておられる外国人労働者の方が雇い止めになって、今仕事が無い状態です。9月は少し落ち着きを見せておりますが、4割の方が会社都合により雇い止めにあっているということです。それから、再就職の場合も企業は同じ国籍の方をなるべくたくさん集めて雇うという傾向が非常に多い状況にあります。これは、生活習慣や宗教、文化の違いもありまして、国籍を指定するといった差別をはいけません、言葉の問題などで固まる傾向が強いものがあり、ベトナムの方はまだまだ受入れる企業が言葉の問題を壁にしているということがありまして、中々再就職に就けないということがございます。

ハローワークには、通訳の他に最近ではポケットクなどを入れて、職業相談などをしておりますが、問題としては、外国の方が固まって、コミュニティーを作られてしまうことです。例えば、トヨタの保見団地ですとか、知立団地とかで、コミュニティーを作られて住んでいる方が多くいます。そのため、日本語を話さなくても生活ができてしまうので、職業相談に来られても10年以上住んでいる今でも日本語が話せない方も多く、再就職に当たっては、言葉の壁というのがあるのかと企業と労働局双方で感じているところであります。

## 「技能実習生の状況について」

### (外国人技能実習機構名古屋事務所)

まず、計画認定申請件数についての説明からさせていただきます。今回資料を用意していないため、数字等を読み上げさせていただきます。

名古屋事務所での2019年度の計画認定申請受理件数は72,980件で、本年度の2020年9月末現在までの計画認定申請件数は26,556件で、これは昨年度の同月比としましては約30%減少となっております。これは名古屋入管さんの説明にありまして、飛行機が飛ばなかったことにより入国ができなかったために、様子を見て技能実習第1号の計画申請を控えている状況が一番大きい原因かと思えます。

名古屋事務所の管内は、愛知県、三重県、岐阜県、静岡県の4県になりますが、愛知県の実習実施者、いわゆる技能実習生を受入れている事業所数は、現在確認できるところとしては、6,100事業所となっております。監理団体に関しましては、愛知県内は292となっております。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う技能実習の継続が困難になった場合についてですが、あらゆる理由で技能実習が困難になった場合、外国人技能実習機構の方に技能実習実施困難時届出を監理団体から提出することとなっております。今回の新型コロナウイルス感染症に伴う技能実習実施困難時届出の提出件数を見ますと、集計は今年の2月からになります。2月から9月までの届出件数の合計は765件です。事業所数としては、だいたい700件弱となっております。

この統計に関しましては、事業所における経営上の理由だけではなく技能実習生本人がこういう状況なので、技能実習を中止して早く本国に帰りたいというようなケースや、先程申し上げたように、飛行機が飛ばないことにより入国ができなくなったので、技能実習生の受入れを中止するといったケースも含めてこの統計件数となっております。

この中で、同じく2月から9月の数字で、事業所の廃止や縮小という経営上の理由によって、在籍中の技能実習生による技能実習を中止するといった内容は264件です。同じく事業所の経営状況を理由に新規技能実習1号の技能実習生の受入れを中止しますという内容で出されている届出が65件です。合計で329件と確認しております。

この在籍中の技能実習生が事業所の廃止や縮小によって技能実習を中止となった場合のその後の手続きとしましては、あくまで監理団体が一義的に最終の責任をとって新しい実習実施先を見つけ、いわゆる転籍という形で手続きをしていただくこととなります。監理団体だけでは見つけるのが難しいといった場合は、我々認定課の方において転籍に関する個別支援というのがありますので、個別支援の申出書を提出していただいて、我々もサポートしていくことになります。

## 「特定技能に係る外国人材の受入れ状況について」

### (東海北陸厚生局)

資料5をご覧ください。

3頁に技能試験の概要があります。東海北陸厚生局からは、厚生労働省本省で行われております、外国人材の受入の現状についてご説明させていただきます。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験につきまして、平成31年4月のフィリピンを皮切りに、カンボジア、インドネシア、ネパール、日本国内、モンゴル、ミャンマーにおいて、順次実施しており、令和2年9月までに介護技能評価試験に4,223名、介護日本語評価試験に4,407名の方が合格されております。今後、ベトナム、中国、台湾についても実施環境が整ってきましたら順次実施していく状況でございます。

資料にはございませんが、新型コロナウイルスの影響としまして、介護人材につきましては、日本国内において、緊急事態宣言の出された4月から試験を中止しておりましたが、宣言を解除された地域から試験を再開し、現在は全国で再開しております。試験の実施に関しましては、感染防止策を講じて行っております。

このように多くの介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の合格者が出ておりますので、介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うことにより、留学希望者や特定技能による就職希望者の円滑な受入れ支援体制の構築を図っております。

資料の（参考1）お役立ちツールになります。お役立ちツールということで、5つ提供しております。

1つ目は、日本語学習支援ツールとしてWEBコンテンツを利用しています。これは登録すれば無料で誰でもインターネット上で、介護現場で使う日本語を学ぶことができるものです。

2つ目は、介護現場で使われております日本語のテキストです。留学される方は日本語を勉強されて日本にいらしてはいますが、実際に介護の現場で働くに当たっては、介護現場での必要な日本語を確認していただくためのものです。こちらは無償でホームページからダウンロードしていただけるようになっております。

3つ目は、介護現場で働く外国人のための無料相談窓口を設けております。これは例えば、社会保険や住民税の仕組みがよく分からないなどの生活支援や、雇用契約書の内容がよく分からないといった労働条件に関する相談にも対応しております。

4つ目は、介護職員の雇用に関する介護事業所向けのガイドブックです。これは介護分野で働く外国人が増えていることを踏まえ、介護事業所向けに外国人介護職員を雇用するに当たり、関連する各種制度の仕組みなどをまとめたガイドブックとなっております。

最後5つ目は、外国人介護職員受入れ後の活躍支援に関するガイドブックということで、外国人介護職員を受入れる介護施設におけるコミュニケーションやスキルアップなど必要な支援についてまとめたガイドブックを用意しております。

これら4つ目、5つ目につきましては、厚生労働省のホームページからもご覧いただけるようになっております。これらは厚生労働省の補助事業として実施しております。外国人材の受入れ環境を整備しております。

最後になりますが、令和2年度から外国人介護人材受入促進事業として、コミュニケーション支援、資格取得支援・生活支援、教員の質の向上支援を新たに行っております。

厚生労働省といたしましては、これまでご説明させていただきました取組を行うことにより、外国の方が介護施設に安心して従事できるように体制を整備していきたいと考えております。

これらについては、厚生労働省のホームページでコーナーを作って紹介しております。

### (東海農政局)

資料6をご覧ください。

東海農政局が所管する特定技能の分野としましては、農業と飲食料品製造業及び外食業の3つの分野に分かれております。まずは外国人数ですが、ここでは6月末の法務省の統計になりますが、農業が930人、飲食料製造業が2,094人、外食業が607人となっております。

続いて、技能測定試験になります。分野別に記載しております、全国値のみの数値となっております。昨年の農業分野の結果としましては、フィリピンで10月から試験を開始しております、国内も合わせて571人の合格となっております。

今年度の実施の状況ですが、6月から国内と国外で実施しております、9月末までの結果が公表されております。

飲食料品製造業は、昨年度から、国内での試験が始まっております。今年度は、国内外で4月から実施しています。

外食業につきまして、外食業は技能実習がない分野ですが、昨年度、国内試験が4月から5回実施されております。国外と合わせて9,000人近くの受検がありました。今年度につきましても国内が9月から、国外は6月から試験が始まっております。

協議会の状況ですが、農業分野につきましては、農政局の所管区域で地域協議会を設置しております。飲食料品製造業と外食業については一つの協議会で設置しております。農業特定技能協議会では、新型コロナウイルスの影響で在留申請の取扱いなどの情報を協議会メンバーの中で共有をしているところであります。

### (中部経済産業局)

中部経済産業局は、経済産業省の中部支部ということですが、経済産業省として資料7を用意させていただきました。

1頁目、2頁目、3頁目につきましては、皆さんよくご存じのとおりかと思しますので、割愛させていただきたいと思いますが、経済産業省が担当する特定分野としましては、製造3分野の素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業となっております。

名古屋出入国在留管理局様より愛知県の実績をご報告いただき、ありがとうございます。

います。

3分野を足しますと愛知県は特に製造関係で特定技能の方が多いという印象を我々としても持っております。

本日はご紹介させていただきたいのは、4頁の製造分野特定技能1号評価試験の国内試験が経済産業省の製造3分野において初めて実施されるということを発表させていただいております。

製造分野特定技能1号評価試験については、これまで海外はベトナムで1回開催したのみです。試験合格者は4名で、今のこの試験ルートでの資格取得になります。

国内は、新型コロナウイルスの影響で延期になっていましたが、10月25日、日曜日に、溶接以外の18業務区分の各分野の試験を実施いたしました。

東京、愛知、大阪の3箇所で、18業務区分それぞれに対して、各20名の受付を行いました。試験内容につきましては、学科と実技で、実技につきましては、実際に手を動かすわけではなく技能に関するペーパー試験を実施するというやり方をとっています。可否の基準につきましては、正答率が学科については65%以上、実技については60%以上と設定しております。

溶接につきましては、これから実施することになっております。溶接の試験会場は、愛知、神奈川の2箇所のみとなりますが、愛知県が入っております。溶接に関しましては、実際に作業をしていただくような試験も設定しております。こちらに関しましても20名を定員に試験を実施することになっております。

5頁目の言語については、外国語の対応ができておりませんので、日本語での試験として国内試験をしております。ポータルサイトからの申込みで、受験料等はこちらに記載しているとおりでありますが、技能実習の方が増えてくる中で、単一の仕事以外、例えば、事業所の中で、溶接の仕事をしているが、金属プレスもやってもらいたいや、日本人の方と同じようにシフトを組むには、1つの仕事しかできないと苦労があるというような声も最近いただくようになりましたので、従業務を技能実習で取得された区分以外にまで広げて行こうといった場合には、こういった試験を国内でも受けられるようになりました。

もう一つ3頁目にございますが、協議会の状況を少しだけご説明申し上げます。

製造3分野につきましても製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会を設けております。参加無料ということでやっておりますが、こちらの方は若干新規で申し込まれる審査に時間を要していると聞いております。一番の時間を要する理由としましては、日本標準産業分類に基づく受入れ産業分類に該当するかどうかのジャッジのところで、自動車部品をやっているとと言われると、対象外ですよと言わないといけないが、自動車部品のプレスの仕事をしているとされると対象になってきます。その辺が製造品出荷額等で確認することとなりますが、普段事業者さんが認識されている業種と、今回の特定技能の対象となる分野で若干の食い違いもあり、よくご相談いただいておりますので、新規に特定技能の受入をやりたいといった事業者さんに対しては、早めに協議会加入の手続きをしていただいた方がスムーズに行くのではないかと思います。



もう一つ協議会の方でポータルサイトを立ち上げておりまして、担当者の変更や、事業者さんの事業の製造工程の変更などについては、ウェブサイトのマイページから変更申請を出していただくといった、手続き面の受付もしておりますので、ご紹介いただけたらと思います。

### (中部地方整備局)

中部地方整備局からは、資料8ということで、建設分野における外国人材の受入れについて、ご紹介させていただきます。

1頁をご覧ください。

建設業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を殆ど受けておらず、人手不足の状況が続いているのが現状です。特定技能の受入計画の申請についても増加傾向となっております。

特定技能受入計画の認定件数になりますが、こちらは全て技能実習からの移行になっております。

先月9月末時点の数字になりますが、昨年度からの累計で、全国で599件、中部地方で95件の認定を行っております。

資料には記載しておりませんが、愛知県につきましては、本年度9月末時点で、前年度からの累計件数は61件となります。

次に2頁になりますが、試験の状況について、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、特定技能1号評価試験の実施を見合わせておりましたが、全18職種のうち、8月には鉄筋継手、9月には土工の評価試験を実施しました。いずれも定員を超える応募があり、定員数を増やして実施したと聞いております。今後12月には、トンネル推進工の試験を、他の職種についても順次実施を予定しております。

3頁になりますが、建設技能人材機構JACが実施している無料職業紹介について、ご紹介させていただきます。JACは、日本国内における建設分野の特定技能外国人の雇用を安定させるため、求人・求職マッチングを本格的にスタートし、ホームページ上に無料職業紹介のサイトを開設いたしました。国内で就労する建設分野の特定技能外国人などが、受入れ企業を探すためにこれを利用した場合、JACが求人企業を探し、無料で求職者と人材を求める受入れ企業のマッチングを行うこととなります。

また、外国人が日本語に不安がある場合もJACは国際建設技能振興機構と提携しておりまして、国際建設技能振興機構の母国語相談ホットラインは、英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語の4カ国語に対応しており、こちらを通じて情報提供や求職情報作成のサポートを受けることができますので、安心して求職することができます。

### (中部運輸局)

中部運輸局からは、宿泊分野と自動車整備分野についてご説明させていただきます

す。

宿泊分野につきましては、今まで技能実習は1号のみということで、今年の2月25日に2号の方も対象職種となりましたので、通算3年の実習が可能になった状況です。

特定技能に関しましては、試験の方が昨年は国内3回、ミャンマーで1回開催され、令和2年度に関しましては、新型コロナの影響で4月予定のものが、7月に延期されたという状況がございますが、第1回試験が7月に受験者1,169名で、合格者552名という結果となっております。第2回が9月に実施され、590名が受けられて、259名が合格という状況でございます。第3回の試験も11月の実施予定が発表されております。申込みは、今日までの受付ということで、うち名古屋地域の開催は、11月27日に開催する予定となっているところです。

宿泊分野は、観光庁が主体となって動いているところですが、観光庁の特定技能に対する取組として、受入れセミナーというものを昨年度開催しております。こちらは事業説明や周知のほか、マッチングの機会を提供するというので、事業者や留学生など幅広くお呼びしまして、名古屋では約40名、うち留学生4名に参加いただき、意見交換の機会を設けさせていただきました。

令和2年度につきましては、新型コロナの関係もあり、ウェブ上での会議を実施することとしております。実施は、来月の上・中旬に計4回行うということで、募集を行っておりますので、ご興味ありましたら、観光庁のホームページから申込みができるようになっておりますので、申し込みいただければと思います。

宿泊分野は、以上です。

自動車整備分野について説明させていただきたいと思います。

資料9をご覧ください。

自動車整備分野の技能確認としては、技能評価試験と日本人の方も受けられる自動車整備士の技能検定3級、あとは技能実習2号を修了された方という形となっておりますが、技能評価試験の実施状況だけまとめさせていただきました。

数字等は、確認いただければと思いますが、実質やっているのは、昨年12月からフィリピンで開始しまして、受験者数32名、合格者25名という状況です。内訳の中で、3月までの数字を書いております、4月以降の数字はありませんが、4月以降は受験者がいない状況です。

国内の試験状況ですが、9月18日に国交省本省の担当部局からプレスリリースしておりますが、9月25日から日本国内の試験を開始しております。ただ、受験された方自体は、10月から受けられて、まだこの資料作成時点で合格発表等々はしていませんでしたので、記載していませんが、国交省のホームページに試験実施機関である日本自動車整備振興会連合会のホームページが載っており、4名受けられ、1名合格と25%の合格率ということでございます。

試験方法は、厚労省さんがやってらっしゃるようなコンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式という形でやっておりますので、9月25日開始といいながらも、どこか1会場で行っているわけではなく、色んな場所で申込みをしてい

ただくという形となっております。実際何日にやったのですかと言われると、試験日程、申込日程は出ていますが、大会場でやっているというわけではないので、バラバラと受けているということです。

自動車整備分野については、まだ受けられている方が少ないということで、特定技能としての受入れ人数も他の分野と比べて少ない状況です。

#### (事務局)

続きまして、議事2の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた外国人材に関する取組状況等について」に移ります。

#### (名古屋出入国在留管理局)

私から2点ご紹介させていただきます。

資料2と3がございます。資料2-1は、本年7月6日に東京の新宿区に開所した外国人在留支援センターです。これに関連して、資料2-2がございます。資料の2-2が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて会社を解雇等されてしまった、技能実習生であったり、就労資格者であったり、技能実習を修了した元技能実習生もそうですが、自己の責めに帰すべき事由によらず、在留資格の活動ができなくなってしまう方たちを本邦で雇用維持するといったセーフティネットのようなものでございます。特定技能の特定産業分野に限って、就労を認めていくというもので最大1年ということで、特定技能に移るための修業のような在留資格ということで、この取組がございます。

どうしても就職先が見つからないといった方の場合は、入管庁の方に個人情報の提供同意書を提出いただき、その同意書を基に入管庁の方から関係各所へ情報を提供して、マッチングをしていただくという流れになっております。

資料2-2の取組に関連しまして、資料2-3で外国人在留支援センターがやっている、ヘルプデスクがこちらになりまして、このヘルプデスクの方で外国人の相談を受けております。ここでは在留資格が切れてしまったといった相談や、就職先が無くなってしまったといった相談等の、各種相談を受けております。

これとは別にもう1点資料3がございます。資料3-1を見ていただきますと、特定技能制度の活用の促進に向けた取組ということです。

入管庁では、特定技能制度の活用を推進するというので、特定技能外国人人材を雇いたい企業様と特定技能で働きたい外国人の方をマッチングするために、マッチングイベント等を開催することとなっております。愛知県で言いますと、12月3日に名古屋市内にイベント会場を借りて開催予定となっております。午前中に制度説明会をやって、午後がマッチングイベントという流れになりますが、愛知県以外の岐阜や三重では、制度説明会はオンラインで開催し、マッチングイベント自体は事前アポイントメント制で、対面での面接ということになっております。このマッチングイベントに参加するためには、資料3の右下にある特定技能ポータルサイトがありまして、外国人の方も、企業の方もこのポータルサイトから参加登録をして

いただかないと参加できないということになっております。参加の登録申請から登録までに1週間くらい掛るということで、いきなり登録をしても当日までに参加が認められない場合がありますので、早めということになります。企業の方は、愛知県所在の方は愛知県でしか参加できない訳ではなく、複数箇所に参加することができるということになっておりますので、愛知県以外も日程は決まっておりますので、参加を希望される企業様がおられましたら、ポータルサイトの方から予約していただくこととなります。

ポータルサイトがよくわからないといった場合に資料の左上にあるコールセンターが開設されております。企業の方向けと外国人の方向けの2つの電話番号を書いておりますが、こちらは土曜日も対応しております。特定技能の申請書の書き方から試験情報、マッチングイベントの話まで各種問合せを受けておりますので、問合せについては、このコールセンターの方に掛けていただくことで一番詳細な情報が手に入ります。

#### (愛知労働局)

ハローワークでは、先程も申し上げましたように、言葉の問題が働くときに問題となっております。

我々の方では、仕事探しをこれからされる方と、失業した方や就業して実際に問題が起きた方にそれぞれ相談窓口を準備しております。愛知県には名古屋外国人雇用サービスセンターという6カ国語の通訳を置いた相談センターがございますが、今はコロナ禍で対面相談に不安を覚えるという方が非常に多い状況でございますので、外国語による電話相談ということで英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語等々、10カ国語の通訳を配置し、外国語での職業相談や仕事の探し方といった相談をっております。

ハローワークは、失業給付も支払う場所ですが、今までは、日本語で書かれたリーフレットやしおりで説明会をしますが、日本語で行うものを通訳を介してやるという形にしておりましたが、今年度の10月から順次、全ての配布物を14カ国語の言語に翻訳をして配布しております。

また、説明会にコロナのため来られないという方もいますので、この説明会をYouTube等にアップして見られるようにしております。

日本で働いている方のお子さんやこれから社会に出る外国人の方のために、定住している外国人の方向けに仕事のための日本語ということで、定住外国人の就職支援コースというものをしております。これは日本語の理解レベルを5段階に分けて、履歴書の書き方や会社に入ってからのコミュニケーションの取り方、就活も含めて就業生活に入る前の日本語の学習というのを希望する自治体に手を挙げていただいで各地でっております。

現在は、名古屋市はもちろん、豊田や三河の方も既にやっておりましたが、尾張の方も増えてきまして、今年度は一宮市、稲沢市が手を挙げていただいたので、こちらの方でも開催しております。

なるべく日本語を覚えていただき、会社に入ったら安易な失業や事故の防止など、就職のための日本語を整備していきたいと思っております。

#### (東海北陸厚生局)

先程の資料5の7頁をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響のために新たに設けたものではなく、それ以前からの取組としまして、介護現場で働く外国人のための相談窓口がございます。

相談の対象となる方は、介護現場で就労している全ての外国人材の方、若しくは外国人材を雇用する介護施設等の方です。

対応言語は、日本語、英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、インドネシア語になっており、電話、メール、LINE、Facebookから先程ご紹介しました生活支援、労働に関するご相談を受けております。

#### (東海農政局)

資料6の3枚目をご覧ください。

令和3年度概算要求になりますが、外国人受入総合支援事業の資料を入れさせていただきました。

事業の内容としましては、1番に技能試験の円滑な実施、2番で外国人材が働きやすい環境の整備ということで、増額しておりますが、拡充分は就労環境の改善等の取組ということで、説明会やマニュアル等の作成となっております。新型コロナウイルス感染症に対する支援というのは、直接のものはありません。

なお、直接の外国人材への支援ではありませんが、本年度の補正予算で、新型コロナウイルス感染症による入国制限により人手不足になった農業経営体に対し、代替人材を受入れた際の掛り増し経費や研修のための経費の助成を行っております。

また、今年度の外国人材受入総合支援事業ということで、飲食料品製造業と外食業の分野の相談窓口を設けております。

#### (中部経済産業局)

資料はありませんが、製造3分野の相談窓口を設けさせていただいております。

全国一括で東京に電話の受付窓口が設置されているものと、もう一つ中小企業向けの相談窓口が事前予約制で全国13箇所あり、名古屋市にも設置させていただいております。

外国人従業員向けの相談窓口としまして、多言語コールセンターがあり、こちらでも東京に1箇所と、各相談窓口として、全国に6箇所あり、こちらでも愛知県が含まれておりますので、電話・メール・対面での相談に対応するといった体制をとっております。言語に関しましては、日本語、英語、中国語に加えまして、ベトナム語、インドネシア語、タイ語に対応しております。ただし、ベトナム語、インドネシア語、タイ語については、間に英語を挟んでの3者間の通話相談となる場合があります。

す。

コロナ禍においてという意味で申し上げますと、これまでも各地で説明会をやらせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策の発表以降は、オンラインに切り替えさせていただき、オンライン説明会を既に複数回開催させていただいております。今後、リアルの説明会ができるようになれば、そちらの方も併用してということになると思いますが、制度説明に加えて、特定技能を活用されている優良事例となる企業様にもセミナーに参加いただき、質疑応答までできるようなやり方をとっております。

また、セミナーの説明資料や優良事例につきましては、ホームページでも公表させていただきますので、利用いただければと思っております。

#### (中部地方整備局)

資料は、配付しておりませんが、外国人材に関してのみということではございませんが、概算要求につきましては、建設業や社会資本整備の担い手として、地域の経済や雇用を支える重要な役割を担っていることから、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、緊要経費としてコロナ関係として事業要求を行っております。

外国人の相談窓口につきましては、振興機構の方で母国語相談ホットラインを四か国語対応しています。個別の相談状況については、こちらの方で把握できておりません。

以上で説明を終わります。

#### (中部運輸局)

宿泊分野における新型コロナウイルス感染症の取組ですが、宿泊事業者向けの新型コロナウイルスの相談窓口を立ち上げていますが、人材関係の相談窓口は特別には設けていない状況です。相談があった際には、出入国管理局さんを始めとした支援をご紹介するといった形をとっています。

これ以外の状況としましては、特に観光産業は新型コロナウイルスの影響を大きく受けた産業ですが、政府としましては2030年度に訪日外国人6,000万人の目標は変更しておりません。それに伴いまして、受入環境整備を粛々と進めていくということで、来年度の概算要求につきましても外国人材に対しての取組ということで、セミナーやホームページでの発信や、技能実習2号が適用されたということで、通算3年受け入れ可能となりましたので、モデル事業の実施、あとは受入施設に関する情報発信のためのシステムの整備を今後も進めていくことを考えております。

今年度は、セミナーをWEBで実施しており、こうした状況も踏まえ、今年度は引き続きセミナーを実施してまいります。

#### (名古屋市)

名古屋市としましては、経営全般にかかる金融や支援金といった施策を行って

るところですが、外国人雇用に特化した形では今のところ行っておりません。

外国人雇用の一般的な施策となりますが、少しご紹介させていただきます。

昨年度、中小企業向けにセミナーを実施いたしまして、特定技能の関係で2回ほど行い、予定した人数を上回る参加がありました。このセミナーにつきましては、今年度も実施しております。

また、昨年度は、外国人雇用に関するアンケート調査を実施し、企業、留学生、留学生が通っている日本の学校に意見や課題などをいただきました。それら様々な意見を参考にしまして、今年度の新規事業として、中小企業でこれから外国人の雇用を考えている企業、それから雇用しているが課題がある企業に向けて、専門家を派遣し、採用手続きや規定、ビジネスマナーの研修などの一連の支援を新たに実施しているところです。

#### **(愛知県商工会議所連合会)**

商工会議所としては、コロナの影響を受けて、外国人材の動きはほとんどストップしております。

足元においては、中小企業の資金繰りやデジタル化への対応に精一杯取り組んでいるところです。

皆様の取組が引き続き進められるということで、大変勉強になりました。引き続き勉強させていただきたいと思います。

#### **(愛知県商工会連合会)**

技能実習生の監理団体としてやっているところの懸念について話そうと思います。

ベトナムでございしますが、帰国便がまだないということで、監理団体としまして他の受入企業とも調整を行いながら、実施しているところですが、成田の方の入国が開通されまして、受入れを始めるところでございしますが、帰国できない期間が長引きますと、次の実習生が来てしまうということで、先が懸念されるということをお聞かせしております。

#### **(中部経済連合会)**

中経連は、このコロナにおいて外国人材の支援は行っておりませんが、各団体さんや行政さんが行っているセミナーやマッチングなどのイベントの広報をさせていただいている状況でございます。

本日は各団体さんの取組が大変参考になりました。

#### **(愛知県経営者協会)**

私どもは、昨年9月から今年の春にかけて外国人の活躍と共生というテーマで研究活動を行いました。これは会員企業の人事の課長クラスが集まって、外国人材

の活躍と共生に向けて、どんな問題があるのかといった研究活動を行い、レポートをまとめました。今日はお持ちしていませんが、関心がある方がおられましたら、経営者協会までお越しいただければお渡しさせていただきます。

そのレポートの中の2つをご紹介します。

外国人というのは現場人材をほとんど対象としていますが、現場人材以外の高度人材、日本でいうと大学を卒業して総合職で採用されるような方、それからIT系で超高度人材とって、日本的な慣行ではなかなか採用が難しいですが、そういう人たちが増えており、少し幅広く外国人材を見ていかないといけないと思っています。

先ほどの在留資格別に見てみますと、現場人材と高度人材の割合は、3、4割の高度人材がおられます。そういう人たちがどういう風に企業で働いていかれるのかも研究していかないといけないと思っています。

一つだけ言えることは、日本人の代わりに外国人を採用するということはほとんど長続きしないということが言えると思います。外国の方に活躍してもらうためには、キャリアプランみたいなものが必要だとわかってきました。

二つ目は、働く場所と生活の場所が密接しておりまして、労働環境と生活環境の両方をみてやっていると、色んな問題が起こってくるということです。

#### (愛知県中小企業団体中央会)

私どもは主に事業共同組合さんを会員としておりまして、外国人技能実習生の方の支援という形となっておりますが、例年のこの会議の間でもご説明させていただいておりますが、私どもがやっている事業の中で、外国人技能実習制度適正化事業がございまして、その中でセミナーを年2回開催させていただいております。その中で、今年度につきましては新型コロナウイルスの影響下における技能実習生への支援についてということで実施させていただき、12月に2回開催する予定です。

#### (日本労働組合総連合会愛知県連合会)

連合愛知では、労働相談センターを開設し、今年では約1,000件くらいの労働相談を受けています。外国人労働者の皆さんからの労働相談としては、年々増えてきておりまして、20件という少ない件数ではありますが、相談をお受けました。内容を見ますと、相談者は、20名中3名が正社員、それ以外が有期雇用の皆様ということで、突然の解雇であったり、労働条件の悪化に伴う収入の減というところでの相談が多くなっております。賃金関係、雇用保険の関係が主な内容となります。

私どもは、外国人労働者の皆様の課題についてここ数年取り組みをさせていただいておりますが、相談窓口の案内を外国語に翻訳したポスターなども作成させていただいているところです。

もう一つお伝えさせていただきますと、私どもの傘下にブラジル領事館の職員さんたちが作られた組合がございまして、30人ほどの組合ですが、そこにはブラジルの方々の労働相談も多く入っているとお聞きしました。

こうしたコロナの啓発や外国人労働者の情報収集などをこの中で行っていると



ということですが、愛知県の中の非常に多くの外国人の方が該当しておりまして、そうした課題についても、私たちも注視しながらこの課題に取り組みたいと思っております。

特に先ほど経営者協会さんがおっしゃいました、働く場と生活の場が密接だということですが、まさにそのとおりであり、子供たちの不就労の問題についても認識を持たなければいけないと思っております。

リーマンの時には、2,500人の方が退学をされたということも聞いておりますので、こういったことにならないため、そういった取組を私たちも行っていく必要があるのではないかと考えています。

#### **(外国人技能実習機構名古屋事務所)**

外国人技能実習機構では、新型コロナウイルス感染症に関する相談を当然多く受けておりますが、その相談内容をもとにホームページの方で、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aというのを作って周知しています。

相談の主な内容は、先ほど申し上げた事業所の縮小や廃業等に関するもの以外には、技能実習が終了したが、飛行機が飛んでいないので帰れませんといった内容が多いです。技能実習が終了した後は、入管さんの方での対応となりますが、技能実習を行っていた同じ会社において、就業を継続して待機期間中の生活費等の補填をしてもらいながら、待ってもらおうというような内容になっております。そういった相談があった場合には、入管さんにご相談くださいと案内しております。

技能実習1号から2号への移行がありますが、技能検定や評価試験を受験いただき、合格した者だけが1号から2号に進み、さらに2年間技能実習を行うことができますが、こういった状況で検定試験の日がなかなか取れないといった相談が増えています。会社によって判断はあると思いますが、一時期は半年先まで取れないといった相談もありますが、当機構としては、なるべく早めに予約等を入れるようにしてくださいとしか回答しようがないですが、技能実習1年目の技能検定がどうしても新型コロナの関係で取れないといった場合には、これも入管さんへの相談になりますが、一旦在留資格を特定活動という資格に替えていただき、その間は技能実習を継続する形とし、その伸ばした間に受験をしていただき、合格したら技能実習に移行するといった弾力的な扱いも行えるようにしております。

いわゆるマスクや医療防護服などの新型コロナウイルス感染症により需要が増えたもので、国内だけでは生産が追い付かない状況を受けて、縫製、繊維関係の職種に限られますが、本来であれば技能実習計画には組み込めなかったが、期間限定にはなるとは思いますが、マスクや医療防護服等の製造作業も計画に組み込めるような取り扱いにしております。

#### **(公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所)**

私どもは、特に技能実習と特定技能が中心になりますが、外国人受入れの総合支援機関として活動しております。

名古屋駐在事務所につきましては、電話での相談等も受け付けておりますが、東海4県の技能実習生を受け入れている監理団体を訪問し、相談を行う事業も行ってまいります。

先ほど、皆様からのご説明の中でもありましたが、名古屋駐在事務所にも、特例措置に関する相談や事業への影響、雇用に関するもの、監理団体の事業に関する内容などの相談がたくさん寄せられております。最近では、いわゆる国際的な人の往来再開に向けた段階的な措置、ベトナム等実績の多い国以外の国からの受入れについての相談が増えつつあると感じております。

私どもは技能実習に関する各種セミナー等を全国で実施しておりますが、本年につきましては、特定技能に関する第1回セミナーを10月15日に法務省出入国在留管理庁本庁の方をお招きし、主に送り出し国の手続きに関するご説明をいただいた後に、JITCO職員から、地方出入国在留管理局に提出する特定技能に関する各種書類の書き方や届け出について説明をオンラインで全国一斉に行い、11か所約250名のご参加をいただいたところです。同じ内容のセミナーを11月、12月にも開催する予定です。

#### (愛知県職業能力開発協会)

愛知県職業能力開発協会では、外国人材の中の技能実習生に対して、1号技能実習から2号技能実習へ、そして更に3号技能実習へという在留資格変更の節目に受験が義務化されている国家技能検定を実施しています。

現状としましては、昨年9月1日から30日までの当協会に係る外国人技能実習機構さんへの受験手続支援のうち、当協会に係る入国1年目の1号技能実習群は、2,030人ほどでしたが、本年同期では100人程度と約20分の1となっております。

新規の実習生が入国できない状況であり、来年の1月以降の試験の予約は、ほとんどが技能実習2号、3号で、在留中の実習生が受験する随時3級、随時2級の試験となっております。

コロナの影響を踏まえた取組でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら、実習生を監理している監理団体や実習生の実習実施企業にもご協力いただきながら、日々試験を実施しておりましたが、ある監理団体でPCR検査を受けた後、陰性の結果が通知されていない方が試験の立ち合いにこられ、当協会のその試験に立ち会った者に対して、保健所から濃厚接触者に当たるため、自宅待機をするよう連絡入るといった事案がありました。直ぐにコロナ対策の協力依頼の文書にPCR検査後に陰性の結果が出ていない人の試験への立ち合いはご遠慮ください、といった内容を追記し、感染しない、感染させないといった、注意喚起を行いながら、実習生を始め試験に関わる全ての人の感染防止に努めているところであります。当協会でも濃厚接触者とされた者もPCR検査を受けましたが、結果は陰性で安堵したところです。

#### (愛知県(就業促進課))

県では、昨年度、定住外国人の雇用を促進するために、企業向け相談窓口を設置して、相談に応じているところであります。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数は9月末時点で22件に留まっています。

資料11-1をご覧ください。今年度はコロナの影響により外国人の離職者が増えることを想定し、5月14日から新たに、定住外国人向けに就職相談窓口を設置しました。

先ほどの企業向けの相談想定件数を減らし、こちらの外国人の相談を増やす形で、事業内容をシフトしております。

この相談窓口により、離職された方や転職を考えている方を対象に、仕事探しの相談に応じています。ポルトガル語や英語にも対応しております。こちらは9月末時点の相談件数が78件です。

多い相談内容としては、やはり仕事を探したい、探しているという相談でして、ハローワークでの求職方法などについてご案内しております。

希望される方にはキャリアカウンセリングも実施し、経歴等を踏まえた職業相談や、履歴書の書き方指導などを行っております。こちらの実施件数は9月末時点で43件となっております。

次に資料11-2になりますが、今後、定住外国人を対象とした就職面接会を刈谷市で1月、名古屋市で2月に予定しております。現在、参加企業を募集していますので、企業様への周知にご協力をお願いいたします。

#### (事務局)

終了予定時刻を過ぎておりますので、議事3の意見交換も含めまして、ご質問やご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

#### (名古屋出入国在留管理局)

一つだけ、昨日情報が入ったので、ご案内いたします。

現在、モンゴルは、国境を封鎖中ですが、在日モンゴル人の帰国ができない方を対象にモンゴル大使館が臨時便を飛ばすといった情報があり、11月11日、25日と、12月にも1便飛ばす予定ですが詳細は入っていません。11月は、2便飛ぶということで、まだ座席に余裕があるようなので、帰国手段がなくて困っているモンゴルの方がいらっしゃいましたら、モンゴル大使館のFacebookから申し込むという形になっております。金額はわかりませんが、だいたい7、8万円ではないかという話がでておりますので、年明けは臨時便を飛ばす予定は未定ですので、できればこの機会に帰れない人は帰っていただいた方がよいかと思っております。

#### (日本労働組合総連合会愛知県連合会)

県の方からも先ほど参加企業募集のあいちジョブフェア2021を開催されるとい

う状況でございますが、ある自治体で市が主催の合同説明会をやられたそうであるが、そこでは77人の募集に対して、地元企業は5社だけだったというような報道がされました。ぜひ、参加企業の皆さんをたくさん呼んでいただけるような周知をしていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**(愛知県（産業人材育成課）)**

本日は、皆様から貴重な情報並びにご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回のワーキンググループにつきましては、来年の1月から2月頃の開催となります。

その時点での新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえてということになりますが、よろしく願いいたします。

本日いただきました皆様からのご発言を踏まえまして、今後とも相互連携の取組を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

**(事務局)**

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。